

参考資料 3

防災ボランティア活動検討会（第2回）

既存の基金、募金に関する事例集

目次

1 . 既存の基金、募金制度の特徴	1
2 . 共同募金会災害支援制度	3
3 . 福井災害ボランティア活動基金	12
4 . 公益信託 静岡県災害ボランティア活動ファンド	13
5 . 新潟県中越地震ボランティア活動基金	14
6 . こうち災害ボランティア活動支援基金	16
7 . 京都府災害ボランティア支援資金	20
8 . 北海道ボランティア基金	24
9 . 公益信託 青森県ボランティア基金	27
10 . 公益信託 うつくしま基金	32
11 . 山梨県地域活性化促進事業費補助金	37
12 . 財団法人やまぐち県民活動きらめき財団	40
13 . 佐賀県地域福祉振興基金	47
14 . 財団法人県民ボランティア振興基金（長崎県）	48

内閣府（防災担当）

平成17年3月28日

1. 既存の基金、募金制度の特徴

災害時のボランティア活動及びその活動の核となる災害ボランティアセンターの運営の資金確保ために活用できる制度(財源や調達できる主体)について、都道府県へのアンケート調査(「災害ボランティア・災害ボランティアセンターに関するアンケート調査。平成17年1～2月。内閣府が実施。都道府県の防災担当部局へのアンケート)の結果等を踏まえてまとめると、表1のようになる。

表1 災害ボランティア活動・センター運営の資金確保に活用できる制度

	財源	制度例
都道府県共同募金会災害支援制度	全国の赤い羽根募金など共同募金への寄付の一部を積み立てていたもの	「災害支援制度」(赤い羽根募金 災害ボランティア・市民活動支援制度)が各都道府県単位で設置されている
都道府県独自の基金制度等	都道府県下および県外からの募金など、各都道府県によって違う	「災害ボランティア活動のための専用基金」「災害ボランティア活動のための専用募金」「災害ボランティア活動にも活用できる基金」の3つの種類がある。

都道府県共同募金会災害支援制度

(支援対象)

- ・ 災害支援・救援活動を行うボランティア団体・グループ
- ・ 市町村段階等で活動拠点事務所を設置したボランティア団体・グループ及び社会福祉施設
- ・ 都道府県段階で災害ボランティアセンター及び都道府県社会福祉協議会並びに日本赤十字社支部が中核となり設置した活動拠点事務所

(限度額)

- ・ 災害支援・救援活動を行うボランティア団体・グループ：100万円以内
- ・ 市町村段階等で活動拠点事務所を設置したボランティア団体・グループ及び社会福祉施設：300万円以内
- ・ 都道府県段階で災害ボランティアセンター及び都道府県社会福祉協議会並びに日本赤十字社支部が中核となり設置した活動拠点事務所：300万円以内

以上、中央共同募金会「災害支援制度運営要綱」より抜粋

都道府県レベルの基金制度等

災害ボランティア活動を対象にした専用の基金制度が各地で設置されている。地方自治体だけでなく、都道府県社会福祉協議会、また独自の協議会が設置している。

また、京都では、災害発生直後に災害ボランティア活動のための募金制度を創設し、資金を確保する制度が発足した。

それぞれ募金活動による財源、独自の財源など様々であり、支援対象や金額などが違っている。

表2 都道府県レベルの災害に関するボランティア活動専用の基金

都道府県	基金の名称	設置団体名	基金の規模(万円)	特徴
福井県	福井県災害ボランティア活動基金	福井県	67,700	ナホトカ重油災害の時の義援金を財源に設置された。県外での活動やボランティアの訓練にも活用できるのが特徴
静岡県	公益信託静岡県災害ボランティア活動ファンド	静岡県	5,000	県費や寄付による財源を公益信託による運営をしている点が特徴。
秋田県	秋田県災害ボランティア基金	秋田県社会福祉協議会	3,200	
新潟県	災害ボランティア基金	新潟県社会福祉協議会	3,000	新潟県集中豪雨水害、新潟県中越地震でのボランティア活動を支援するために設置。募金により財源を確保している
鳥取県	災害ボランティア活動基金	鳥取県社会福祉協議会	2,000	
青森県	災害救援ボランティア活動基金	青森県社会福祉協議会	250	県外での災害ボランティア活動にも活用することができる。
高知県	こうち災害ボランティア活動支援基金	こうち災害ボランティア支援募金運営協議会	135	NPO法人、社会福祉協議会等による運営協議会が運営している。県外での活動にも活用できるのが特徴。

2. 共同募金会災害支援制度

(1) 中央共同募金会災害支援制度

中央共同募金会 災害支援制度運営要綱

1 制度制定の経緯

都道府県共同募金会（以下、「県共募」という。）及び中央共同募金会（以下、「中央共募」という。）は、阪神淡路大震災をきっかけとして、災害時に支援・救援活動を行うボランティア団体・グループ（以下「NPO」を含む。）に対する支援資金の必要性を共感し、共同募金会の総意をもって、平成 10 年県共募及び中央共募に、「大規模災害に即応するボランティア活動支援資金制度」を創設した。

こうした共同募金会の取り組みを踏まえて、社会福祉法が平成 12 年 6 月に公布・施行された際に、災害の発生その他特別の事情があった場合に備えて、「準備金」として制定され、県共募は、募金の一部を準備金として積み立て、災害の発生その他特別の事情があった場合には、準備金の全部又は一部を他の県共募に拠出することができることが規定された。

準備金の法制化を受けて、中央共募は「21 世紀における共同募金運動指針（その 1）」として共同募金運動の指針を策定した際に、指針のひとつとして「災害時に即応できる『準備金』の運営を行う。」とする準備金運営に係る当初の方針を県共募へ示した。

2 制度の目的

国内において災害が発生し、準備金の配分及び拠出が必要になる場合、本運営要綱に基づき全国で統一した運営を図って、被災県共同募金会（以下、「被災県共募」という。）における準備金の支出、さらには、中央共募を調整機関として、他県共募が被災県共募に拠出を行い、被災県共募による支援が迅速かつ適切に行われることを目的として本運営要綱を制定するものである。

3 実施主体

実施主体は、各都道府県共同募金会とする。

4 実施要領の策定

本運営要綱の運用に際しては、別途「災害支援制度実施要領」を策定する。

5 対象とする災害

災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条に規定する災害及び厚生労働省令（社会福祉法施行規則第三十七条）で定める次の災害とする。

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）第一条第一項に規定する災害
- (2) 被災者生活再建支援法施行令（平成十年政令第三百六十一号）第一条第二号又は第三号に規定する自然災害

6 対象とする団体等

- (1) 災害支援・救援活動を行うボランティア団体・グループ

- (2) 市町村段階等で活動拠点事務所を設置したボランティア団体・グループ及び社会福祉施設
- (3) 都道府県段階で災害ボランティアセンター及び都道府県社会福祉協議会並びに日本赤十字社支部が中核となり設置した活動拠点事務所

7 支援資金

支援資金は、県共募が積み立てた「準備金」を充当する。

8 準備金

(1) 準備金の積み立て

準備金は、社会福祉法施行規則に基づき、共同募金の寄附金の額に次に掲げる割合のうち、いずれか低い割合を乗じて得た額を限度として積み立てることができる。

百分の三

当該共同募金会の寄附金の額に占める法人からの寄附金の額の割合

(2) 準備金積み立ての制限

社会福祉法施行規則に基づき、積み立てて3年が経過した準備金は、当該県共募の区域内において社会福祉を目的とする事業を営む者に配分する。

9 被災県共募に対する準備金拠出の手順

(1) 被災県共募における準備金の支出

準備金の支出を必要とする災害が発生したとき、当該支出額等自県内でのみ対応ができると判断した場合は、被災県共募における準備金の支出により対応するものとする。

(2) ブロック内県共募における準備金の拠出

準備金の拠出を必要とする災害が発生したとき、準備金推計必要額（支援に必要と勘案される額）が、被災県共募の準備金積立額を上回る場合にあっては、その上回る額について、被災県共募の属するブロック内県共募が、保有する準備金の中から被災県共募へ拠出するものとする。

(3) 被災県共募の属するブロックに隣接するブロック内県共募における準備金の拠出

準備金の拠出を必要とする災害が発生したとき、準備金推計必要額が、被災県共募と被災県共募の属するブロック内県共募の拠出する準備金合計額を上回る場合にあっては、その上回る額について、ブロックに隣接するブロック内県共募が、保有する準備金の中から被災県共募へ準備金を拠出するものとする。

(4) 全国の県共募における準備金の拠出

準備金の拠出を必要とする災害が発生したとき、準備金推計必要額が、被災県共募と被災県共募が属するブロック内県共募及び被災県共募が属するブロックに隣接するブロック内県共募が拠出する準備金合計額を上回る場合にあっては、その上回る額について、準備金を拠出した県共募を除く全国の県共募が、保有する準備金の中から被災県共募へ拠出するものとする。

(5) 拠出を受けた準備金に余剰が生じた場合の返還

被災県共募における準備金の精算に際し、被災県共募が他県共募から拠出を受けた準備金に余剰が生じた場合、被災県共募は拠出した他県共募の拠出額に応じて、準備金の余剰金を返還するものとする。

10 支援資金の用途及び配分基準

- (1) 被災地におけるボランティア活動に関わる経費
- (2) 被災地を中心とした災害ボランティア等の活動拠点事務所に関わる経費
- (3) 公費補助の対象とならない福祉施設における福祉支援に関わる経費
- (4) 公費補助の対象とならない福祉施設の整備・設備費に関わる経費
- (5) 配分基準は「災害支援制度の細目及び基準」によるものとする。

・支援の対象となる災害ボランティアセンター等の備品リスト(例) (2004年11月11日掲載)

11 支援資金の交付

資金支援は、上記「10」に基づき、被災県共募が交付するものとする。

12 拠出された準備金の管理・運営

県共募から拠出された準備金の管理・運営は、被災県共募配分委員会の承認を得た後、被災県共募が行うものとする。

13 配分委員会の役割

- (1) 被災県共募における配分委員会の役割
 - 配分の用途及び配分額の承認
 - 準備金の支出の承認
 - 他県共募からの準備金受入の承認
 - 返還が生じた際の準備金の返還の承認
- (2) 他県共募における配分委員会の役割
 - 被災県共募への準備金拠出の承認

(2) 三重県共同募金会災害支援制度

三重県共同募金会災害支援制度実施要領

1. 目的

本実施要領は、災害の発生に伴うボランティア活動や活動拠点事務所の立ち上げ、あるいは損壊した福祉施設の建物・設備の復旧等を支援するため、三重県共同募金会「災害支援制度運営要綱」に基づき、被災県共同募金会（以下、「被災県共募」という。）における準備金及び他県共同募金会（以下、「他県共募」という。）から拠出された準備金を適切かつ有効に活用するため、三重県共同募金会（以下、「本会」という。）が必要な事項を定めるものとする。

2. 対象とする活動及び経費

(1) ボランティア活動に関する経費（以下、「災害ボランティア活動」という。）

被災地域における炊出しや飲食物の提供及び生活必需品の給付・貸与を行うための活動

被災地域における健康や生活相談等の活動

被災世帯・者の安否確認のための広報や調査を行う活動

(2) 災害ボランティアセンター、ボランティア団体（以下、「NPO」を含む。）の活動拠点事務所に関わる経費（以下、「活動拠点事務所」という。）

活動拠点事務所の設置に伴う事務所立上げのための経費

活動拠点事務所の設置に伴う事務所借上げのための経費

活動拠点事務所の設置に伴う事務所の維持・管理費、経常経費

活動拠点事務所の設置に伴う事務所の整備・整備費

(3) 公費補助の対象とならない福祉施設における福祉支援に関わる経費（以下、「活動拠点施設」という。）

社会的に支援を要する方々を福祉施設等に一時的に受け入れ支援活動するための経費
福祉施設等が社会的に支援を要する方々のために、地域の活動拠点施設として活動するための経費

(4) 公費補助の対象とならない福祉施設における整備・設備費等の経費（以下、「破損復旧施設」という。）

被災して破壊・破損した福祉施設の一時的建て替え及び応急修理等整備に要する経費
被災して破壊・破損した設備の買い替え及び応急修理等に要する経費

(5) 破壊・破損した福祉施設利用者の一時的避難のために要する経費（以下、「臨時避難施設」という。）

(6) 本会の配分委員会において特に必要と認める経費

3. 災害支援制度の細目及び基準

上記「2」に基づく「災害支援制度の細目及び基準」は別表のとおりとする。

4．支援資金の申請の際必要な書類等

(1)「災害ボランティア活動」

災害ボランティア活動支援資金申請書、 災害ボランティア活動報告書、 災害ボランティア活動経費内訳、 災害ボランティア活動証明書（原則として被災地においてボランティア活動を行った際に係わった機関・団体、やむをえない場合は個人から受けるものとする）、 活動に要した経費の領収書等

(2)「活動拠点事務所」

活動拠点事務所支援資金申請書、 活動拠点事務所設置概要、 活動拠点事務所経費概要、 活動拠点事務所設置（借用）概要に係る契約書・見積書

(3)「活動拠点施設」

活動拠点施設支援資金申請書、 活動拠点施設設置概要、 活動拠点施設経費概要、 活動拠点施設に係る契約書・見積書

(4)「破損復旧施設」

破損復旧施設支援資金申請書、 破損施設破損概要、 破損復旧施設経費概要、 破損復旧施設に係る契約書・見積書

(5)「臨時避難施設」

臨時避難施設支援資金申請書、 臨時避難施設非難概要、 臨時避難施設経費概要、 避難所設置（借用）概要に係る契約書・見積書

(6) 本会の配分委員会において特に必要と認める対象

「本会の配分委員会において特に必要と認める対象」の申請に際しては、上記(1)(2)(3)(4)(5)を適宜準用する。

5．支援資金の対象期間、申請期間、審査・決定、交付等

(1) 対象期間

支援資金の対象とする期間は災害発生時から6ヶ月以内の範囲とする。ただし、災害の状況に応じて対象期間を拡大することができる。

(2) 申請期間

支援資金を申請する時期は上記対象期間に連動するものとする。ただし、災害の状況に応じて申請期間を延長することができる。

(3) 審査・決定

本会の配分委員会において審査し、決定する。

(4) 支援資金の交付

本会は、支援資金の交付が決定した場合は、直ちに申請者へ通知し、決定支援額を交付するとともに、原則として指定された銀行口座等に振り込むものとする。

(5) 概算払いの精算

概算払いについて支援資金を交付した「活動拠点事務所」、「活動拠点施設」、「破損復旧施設」、「臨時避難施設」については、終了した後速やかに「活動拠点事務所精算書」、「活動拠点施設精算書」、「破損復旧施設精算書」、「臨時避難施設精算書」の提出を申請者に求め、「概算払い」の精算を行う。

(6) 支援資金の返還

申請内容に虚偽があった場合や、支援資金の不正な使用が行われた場合は、決定を取り消し、支援資金の返還を求めるものとする。

6. 中央共同募金の役割

中央共同募金会（以下、「中央共募」という。）は、本制度の対象となる災害が発生した場合、被災の状況、災害支援ボランティアの登録や活動拠点事務所・活動拠点施設立上げの状況等を把握し、被災県共募及び被災県共募が属するブロック幹事県共募と協議して、準備金推計必要額（支援に必要と勘案される額）を勘案して、災害支援制度運営要綱の「9 被災県共募に対する準備金拠出の手順」に基づき、他県共募から被災県共募へ拠出する準備金拠出について調整を行う。

7. 事務局態勢の確立

(1) 被災県共募における事務局態勢の確立

三重県において本制度の対象となる災害が発生した場合、本会に、必要に応じて、本会及び本会が属するブロック幹事県共募並びに中央共募により「対策委員会」を設置する。

「対策委員会」等において、本会の事務局態勢にて共同募金に係る業務の執行が困難と判断された場合は、他県共募からの支援を求め、事務所態勢の確立を図るものとする。

(2) 他県共募からの支援による事務局態勢の確立

他県共募からの支援による事務局態勢は、第一段階では被災県共募が属するブロック内県共募、第二段階では被災県共募の属するブロック内県共募に隣接するブロック内県共募、第三段階では以下、ブロック内他県共募を中心に同心円状に県共募からの事務局支援を求め、被災県共募における事務局態勢の確立を図るものとする。

他県共募から被災県共募に対する事務局支援に際しては、中央共募がその調整を行うものとし、中央共募から被災県共募への事務局支援要請があった他県共募は、可能な限りその要請に応えるものとする。

8. 準備金の管理・運営

準備金の管理・運営は、「災害等準備金特別会計」を設け、共同募金配分会計と区別し、準備金の積立て、支出、繰り越し、取り崩し、他県共募からの準備金の受け入れ、配分被災県共募への拠出等を明確にしておかなければならない。

9. 適用時期

本要領は、平成15年7月31日に設置し、平成15年9月1日から適用する。

附 則

本要領施行前に生じた災害について、支援の必要性が生じた場合には、本要領施行前であっても、本要領を適用する。

災害支援制度の細目及び基準

1. ボランティア団体・グループ（以下「NPO」を含む。）が「ボランティア活動」で申請する場合

支 援 資 金	○100万円以内
支援資金交付の条件	○ボランティア団体・グループに対して交付する。 ○災害発生時から6か月以内のボランティア活動を対象とする。 ただし、災害の状況に応じて対象期間を拡大することができる。 ○5名以上のボランティアによって構成されていること。 ○被災地において原則として延5日間以上のボランティア活動を行ったこと。
対 象 経 費	○被災地におけるボランティア活動に要する交通費 ○ボランティア活動に要する機材・工具類の購入又は借上げ ○ボランティア活動に要する事務消耗品等の購入 ○車両の借上げ、ガソリン代金、有料道路通行料、駐車料金 ○炊出し・配食の食材の購入及び機材・食器類の購入又は借上げ ○ボランティア保険料（ボランティア活動保険、天災危険保障プランに係る全国社会福祉協議会が定める基準額の範囲内） ○旅費（出発地から被災地までの交通費等）・宿泊費・食費は対象外
支援対象活動の例示	○避難所で炊出し及び配食の活動を行う。 ○児童・老人・障害者等の安否確認や関係機関への連絡を行う。 ○救援物資の仕分け・配分及び配達を行う。 ○老人・障害者等の世帯における家屋の補修等を行う。 ○老人・障害者等の入浴や介護の支援を行う。 ○老人・障害者等の病院等への移送支援を行う。 ○児童・老人・障害者等の理容・美容サービスを行う。 ○避難場所、仮設住宅等において乳幼児の保育を行う。 ○医師、看護師による医療相談を行う。 ○ケースワーカー、民生委員等による生活相談を行う。 ○被災した外国人への通訳や各種の相談を行う。

2. 災害ボランティアセンター、ボランティア団体・グループが「活動拠点事務所」で申請する場合

支 援 資 金	○300万円以内
支援資金交付の条件	○災害ボランティアセンター、ボランティア団体・グループに対して交付する。 ○市町村規模若しくはそれに相当するボランティアセンター、ボランティア団体とする。 ○被災地の災害対策本部と活動拠点事務所設置について連携が取れていること。 ○災害発生時から6か月以内の範囲の活動を対象とする。 ただし、災害の状況に応じて対象期間を拡大することができる。 ○概算払い、終了時精算払いとする。
対 象 経 費	○活動拠点用事務所の備品・機材・機器の購入又は借上げ費用 ○活動拠点用事務所の事務用品等消耗品費の購入 ○活動拠点用事務所の光熱水費、電話・ファックス・印刷等の経費 ○交付条件に満たないボランティア団体・グループが災害ボランティア活動を行い、ボランティアセンターとして取りまとめ支出した際の経費 ○活動拠点用事務所の借上げ費用
支援対象活動の例示	○ボランティア活動拠点の場とする。 ○広報誌や情報誌の発行等各種の情報提供の場とする。 ○ボランティアをコーディネートするための講習会や連絡調整を行う場とする。

災害ボランティアセンター及び都道府県社会福祉協議会並びに日本赤十字社支部が中核となり県段階の活動拠点事務所を設置したときは、特に認められる場合、この基準にかかわらず必要とする資金を支援する。

3. 福祉施設が「活動拠点施設」で申請する場合

支 援 資 金 額	○300万円以内
支援資金交付の条件	○福祉施設に対して交付する。 ○災害発生時から6か月以内の範囲を対象とする。 ただし、災害の状況に応じて対象期間を拡大することができる。 ○公費補助の対象となる場合は交付の対象としない。 ○概算払い、終了時精算払いとする。
対 象 経 費	○臨時避難所として機能するために要する機材・機器・資材購入又は借上げの経費 ○被災地域内における福祉支援の拠点として活動するために要する機材・機器・資材購入又は借上げの経費 ○介護福祉士、ホームヘルパー、医師、看護師等の専門職員を臨時的に雇用する経費
支援対象活動の例示	○福祉施設内で児童・老人・障害者等に施設の機能を活用して介護・看護・保育等を行う。 ○福祉施設内で児童・老人・障害者等に施設の機能を活用して入浴・食事等のサービスを行う。 ○福祉施設を拠点として、被災地域に介護福祉士、ホームヘルパー、医師、看護師等の専門職員を派遣して介護・看護・保育等を行う。 ○福祉施設の敷地や場所をボランティア活動拠点の場とする。

4．社会福祉施設が「破損復旧施設」として申請する場合

支 援 資 金 額	○300万円以内
支援資金交付の条件	○福祉施設に対して交付する。 ○災害発生時から6か月以内の範囲を対象とする。 ただし、災害の状況に応じて対象期間を拡大することができる。 ○公費補助の対象となる場合は交付の対象としない。 ○概算払い、終了時精算払いとする。
対 象 経 費	○破壊若しくは破損した建物の建替え、応急修理に要する経費 ○破壊若しくは破損した設備の買い替え、応急修理に要する経費
支援対象活動の例示	○破壊若しくは破損した建物の建替え、応急修理を行う。 ○破壊若しくは破損した設備の買い替え、応急修理を行う。

5．福祉施設が「臨時避難施設」で申請する場合

支 援 資 金 額	○300万円以内
支援資金交付の条件	○福祉施設に対して交付する。 ○災害発生時から6か月以内の範囲を対象とする。 ただし、災害の状況に応じて対象期間を拡大することができる。 ○公費補助の対象となる場合は交付の対象としない。 ○概算払い、終了時精算払いとする。 ○福祉施設には、デイサービスセンター、無認可保育所、児童館、小規模作業所等も対象とする。 ○臨時避難場所には、学校校舎、公民館、自治会集会場等の他、個人住宅も対象とする。
対 象 経 費	○福祉施設が破壊若しくは破損し、当該福祉施設で利用者に対し、サービスを提供することが不可能となったとき、代替施設として他の建物を一時的に確保若しくは借用するための経費
支援対象活動の例示	○福祉施設が破壊若しくは破損し、当該福祉施設で利用者に対し、サービスを提供することが不可能となったとき、代替施設として他の建物を一時的に確保若しくは借用する。

3. 福井県災害ボランティア活動基金

福井県災害ボランティア活動基金条例

(平成九年福井条例第三十五号)

(設置)

第一条 県内における災害ボランティア活動(地震、暴風、豪雨、噴火その他の異常な自然現象または大規模な火事、爆発その他の事故により相当規模の災害が発生した地域またはその周辺の地域(以下これらの地域を「被災地等」という。))において、自発的に、かつ、報酬を得ないで被災者を支援する活動をいう。以下同じ。)および県外における県民の災害ボランティア活動に関し、その普及啓発、必要な人材の育成、調査研究等を行い、および被災地等における災害ボランティア活動の拠点の整備その他災害ボランティア活動の支援に必要な措置を講ずることにより、組織的な災害ボランティア活動の円滑な実施に寄与するため、福井県災害ボランティア活動基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算を定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときには、確実な繰り戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、災害ボランティア活動に関する普及啓発、人材育成、調査研究等の事業および被災地等における災害ボランティア活動の拠点の整備その他災害ボランティア活動の支援に必要な措置を講ずる事業を実施するため、基金の全部または一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

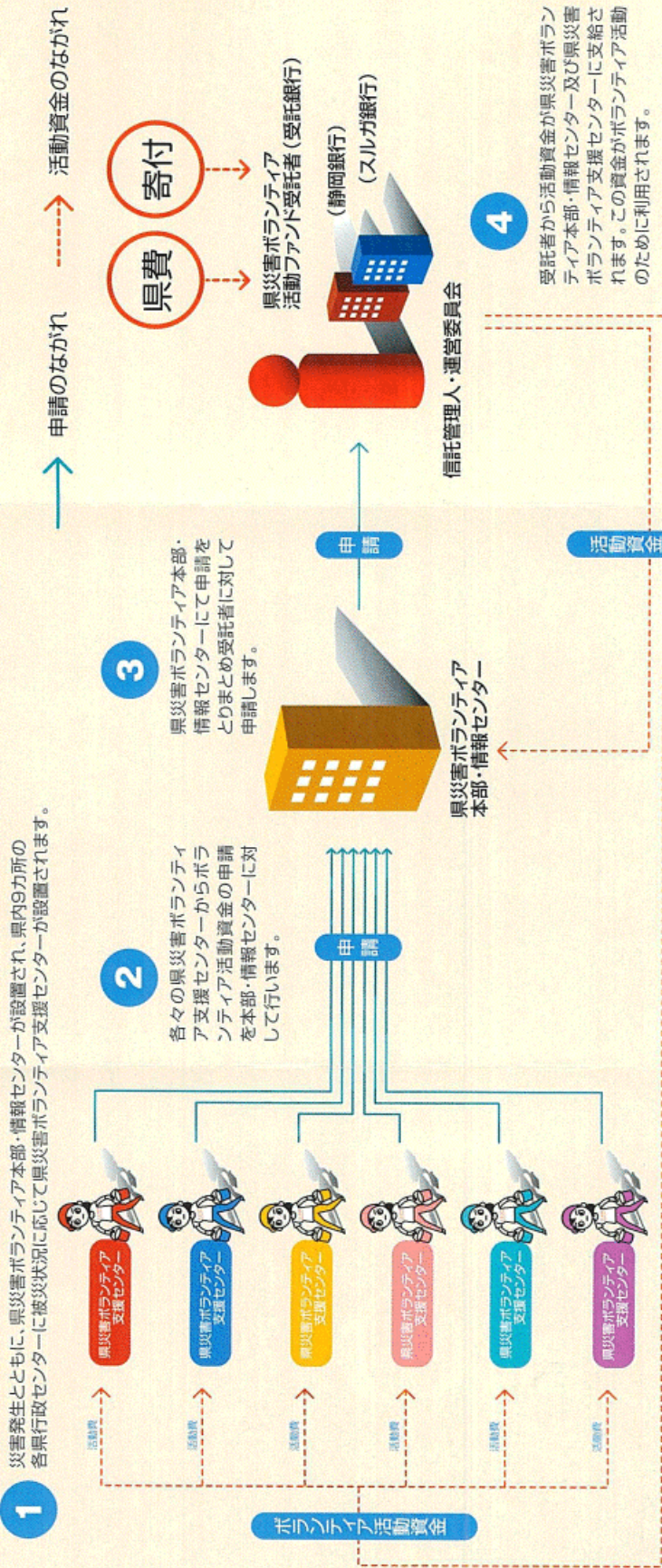
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4. 公益信託 静岡県災害ボランティア活動ファンド

公益信託 静岡県災害ボランティア活動ファンドのしくみ

このファンドは、県の拠出と県民の皆様の寄付によって支えられています。



「公益信託 静岡県災害ボランティア活動ファンド」は、静岡県において東海地震等の災害が発生した際のボランティアによる速やかな災害救助活動を支援するために設定された公益信託です。その資金は県費や県民の方々の寄付で賄われ、信託管理人・運営委員会の助言等により適正な運営を図ります。

●ファンドの使われ方

災害発生時には、各種ボランティア活動を支援する目的で、県災害ボランティア本部・情報センター及び県災害ボランティア支援センター（県行政センター）に設置、県下9カ所）が設置されます。各センターでは情報の収集・整理・ボランティアの派遣先の調整などが行われ、そこで必要な備品費、消耗品費、光熱水費、通信費、賃借費、交通費等の助成支援を行い、その資金としてこの公益信託が使われます。

●災害発生時のながれ

- 1 県災害ボランティア支援センターが設置されます。
- 2 各々の県災害ボランティア活動支援センターから、ボランティア活動に必要な資金の申請が行われます。
- 3 県災害ボランティア本部・情報センターが受付事務処理を担当し、受託者に対して申請を行います。
- 4 受託者から県災害ボランティア本部・情報センター及び県災害ボランティア支援センターに対し活動資金が支給されます。

受託者から活動資金が県災害ボランティア本部・情報センター及び県災害ボランティア支援センターに支給されます。この資金がボランティア活動のために利用されます。

5. 新潟県中越地震ボランティア活動基金

新潟県中越地震ボランティア活動基金助成要項

特定非営利活動法人 新潟 NPO 協会

1. 目的

新潟県中越地震被災地の復興におけるボランティア活動を支援し、被災者の生活の向上および心のケア、コミュニティの再構築を図ることを目的とする。

2. 対象とする活動・団体

新潟県中越地震で災害救助法適用を受けた市町村において被災した被災者の救援を目的とした活動を行う民間の組織（法人格の有無や種類は問いませんが、収益事業は対象外とします）

3. 対象とする経費

- (1)被災地の災害ボランティアセンターを運営するために必要な経費
- (2)被災者救援を目的とした事業を実施するために必要な経費
- (3)被災者救援のために必要な資機材費・燃料費
- (4)その他、上記1の目的を達成するために必要な経費

ボランティアの協力を得ることを前提としますが、事業遂行のために必要な最低限の人件費も対象とします。現地災害ボランティアセンターによる緊急の資金需要のほか、公的支援が十分に行き届かない災害弱者の救済や被災者のメンタルケア、中長期的な復興支援などの活動に対し優先的に助成します。他の助成金や自己資金との併用も可能です。

4. 申請

「新潟県中越地震ボランティア活動基金 助成金申請書」に必要事項を記載し、新潟NPO協会までEメールの添付ファイルもしくはファックスで送信してください。

新潟県中越地震ボランティア活動基金 助成金申請書(ワードファイル)

5. 助成時期および金額の決定

申請者と協議の上、可及的速やかに支給できるよう、柔軟に決定します。

6. 事業報告書等の提出

事業の終了後または助成金の給付を受けてから1ヶ月以内に収支報告および事業報告をしていただきます。その他、必要に応じて中間報告や追加資料をお願いする場合がございますので、予めご了承下さい。尚、活動の成果は特別な事情がある場合を除き公開させていただくものとします。

<お問い合わせ・申請先>

特定非営利活動法人新潟NPO協会

951-8126 新潟市学校町通 3-494-12 レジデンス若松 1F

TEL/FAX 025-230-3353 Eメール: info@nan-web.org

ホームページ: <http://www.nan-web.org>

新潟県中越地震ボランティア活動基金設置のお知らせと告知のお願い

みなさんご存知の通り、10月23日夕刻発生した「新潟県中越地震」により重大な被害が出ております。被災地の救済には長期に渡る多くのボランティアの協力が不可欠となりますが、現在、そうした活動を支える資金が不足しており、寄付金を受け入れる公的窓口も設置されていない、という状況にあります。

こうした現状を踏まえ、私共新潟NPO協会では、「新潟水害救援ボランティア活動基金」と同じく、地震の被災者を救援するボランティア活動を支えるための基金を下記の通り設置いたしました。主旨をお汲み取りいただいた上、ぜひとも幅広い告知にご協力いただけますよう、心よりお願い申し上げます。

尚、寄付金の受け付け期間は12月30日まで、振り込み手数料は第四銀行様の窓口からお振込みいただければ無料となっておりますので、併せて周知いただければ幸いです。重ねてお願い申し上げます。

新潟県中越地震ボランティア活動基金

第四銀行白山（はくさん）支店 普通預金 1 5 8 7 5 6 7

口座名義：新潟県中越地震ボランティア活動基金

* 第四銀行の窓口からお振込みの場合、手数料無料。

* 受付期間：平成16年10月26日～12月30日

現金での受付先

新潟県NPOサポートセンター 新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ1F

NPO法人新潟NPO協会 新潟市学校町通3-494-12 レジデンス若松1F

NPO法人都岐沙羅パートナーズセンター 村上市山居町1-5-1

NPO法人くびき野NPOサポートセンター 上越市市民プラザ2F NPOボランティアセンター内

6. こうち災害ボランティア活動支援基金

「こうち災害ボランティア活動支援基金」運用規程

(目的)

第1条 この基金は、今後、発生しうる災害に備え、災害時にボランティア活動を支援するために設置する「災害ボランティア活動支援本部」や「ボランティア活動ベースキャンプ」の運営等に係る活動資金を確保することを目的とする。

(名称)

第2条 この基金の名称は、「こうち災害ボランティア活動支援基金」（以下「支援基金」とする。

(管理運営)

第3条

支援基金は、「こうち災害ボランティア活動支援基金運営協議会」（以下「運営協議会」）が運営管理する。

(使途)

第4条 支援基金は、次の目的の経費に使用する。

- (1) 県内における災害発生後に設置する「災害ボランティア活動支援本部」及び「災害ボランティア活動ベースキャンプ」の開設・運営に係る経費
- (2) 県外での災害発生後に被災地の民間団体により展開されるボランティア活動支援の経費
- (3) その他、運営協議会の協議で認められた活動の経費

(財源)

第5条 支援基金の財源は、災害ボランティア活動支援のための寄附金等とする。

(支出)

第6条 支援基金の支出は、運営協議会の協議により決定する。ただし、緊急を要するときは、会長、副会長での協議により決定できるものとする。

附 則

1 この規定は、平成14年2月1日より施行する。

こうち災害ボランティア活動支援基金運営協議会 規約

（目的）

第1条 本会は、今後、発生しうる災害に備え、災害時にボランティア活動を支援するために設置する「災害ボランティア活動支援本部」や「災害ボランティア活動ベースキャンプ」の運営等に係る活動資金を確保するために、「こうち災害ボランティア活動支援基金」を管理運営し、円滑な災害ボランティア活動を推進することを目的とする。

（名称）

第2条 本会の名称は、「こうち災害ボランティア活動支援基金運営協議会」という。

（役員）

第3条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

- 2 会長及び副会長並びに監事は、会議で選任する。
- 3 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、本会の業務執行及び経理を監査し、会議で報告する。

（役員の任期）

第4条 役員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 会議は、必要に応じ、会長が召集する。

2 会議は構成団体の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（構成団体）

第6条 本会は、目的に賛同する団体で構成する。

- 2 本会に新たに入会できる団体は、会議の協議で認められた団体とする。

（事務）

第7条 本会の経理事務等は、社会福祉法人 高知県社会福祉協議会が行う。

（基金の運用）

第8条 こうち災害ボランティア活動支援基金の運用方法は別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成14年2月1日から施行する。
- 2 この規約の施行時に選任された役員の任期は、第4条の規定に係らず、平成16年3月31日までとする。

こうち災害ボランティア活動支援基金運営協議会の構成団体

特定非営利活動法人 NPO高知市民会議

災害ボランティアグループ プロジェクトV

こうち生活協同組合

社団法人 高知青年会議所

四万十塾

社会福祉法人 高知県社会福祉協議会

役員

会長	山崎 水紀夫	特定非営利活動法人 NPO高知市民会議 理事長
副会長	橋本 達広	災害ボランティアグループ プロジェクトV 代表
監事	田辺 繁朋	こうち生活協同組合 グループマネージャー

口座

金融機関名	四国銀行県庁支店
預金種類	普通預金
口座番号	0406041
口座名義	こうち災害ボランティア活動支援基金運営協議会 会 長 山崎 水紀夫

こうち災害ボランティア活動支援基金設立のお知らせ

今後、発生しうる災害に備え、災害時にボランティア活動を支援するために設置する「災害ボランティア活動支援本部」や「ボランティア活動ベースキャンプ」の運営等に係る活動資金を確保することを目的に、平成 14 年 2 月に「こうち災害ボランティア活動支援基金」を設立しました。

[使用用途]

こうち災害ボランティア活動支援基金は、次の目的の経費に使用します。

- (1) 県内における災害発生後に設置する「災害ボランティア活動支援本部」及び「災害ボランティア活動ベースキャンプ」の開設・運営に係る経費
- (2) 県外での災害発生後に被災地の民間団体により展開されるボランティア活動支援の経費
- (3) その他、運営協議会の協議で認められた活動の経費

[基金の運営]

基金は、「こうち災害ボランティア活動支援基金運営協議会」が運営管理します。

(運営協議会構成団体)

特定非営利活動法人 NPO 高知市民会議、災害ボランティアグループ「プロジェクト V」、社団法人高知青年会議所、こうち生活協同組合、四万十塾、社会福祉法人高知県社会福祉協議会 / 高知県ボランティア・NPO センター

[財源]

基金の財源は、災害ボランティア活動支援のための寄附金です。
皆さまの気持ちが「いざ」という時に役立ちます。

四国銀行県庁支店 普通預金 0406041

こうち災害ボランティア活動支援基金運営協議会 会長 山崎 水紀夫

【連絡先事務局】

高知県ボランティア・NPO センター

〒780-8567 高知市朝倉戊 375-1 県立ふくし交流プラザ 4 F

社会福祉法人 高知県社会福祉協議会内

TEL 088-850-9100 FAX 088-844-3852 Eメール kvnc@pippikochi.or.jp

7. 京都府災害ボランティア支援資金

京都府災害ボランティア支援資金交付要綱

京都府社会福祉協議会

「京都府災害ボランティア支援資金」(以下、「本資金」という)は、平成16年10月20日に京都府北・中部地方を襲った台風第23号災害に伴う京都府内の災害ボランティア活動を支援する目的で、京都府共同募金会の理解を得て、京都府社会福祉協議会が預金口座を開設し、平成16年10月22日より募集を開始したものである。

1. 目的

本要綱は、本資金の公正かつ適切な配分・活用を目的とし、もって京都府内における災害ボランティア活動の運営を資金面からサポートするとともに、今後の京都府内における災害ボランティア活動の振興を目指すものである。

2. 本資金の性質

本資金への寄付金は、京都府社会福祉協議会への指定寄付(使途を定めて行う寄付)として取り扱う(ただし、税法上の「指定寄付金」には該当しない)。

3. 配分委員会

(1) 本資金の配分・活用について審査するため、京都府社会福祉協議会長の委嘱する配分委員をもって構成する「京都府災害ボランティア支援資金配分委員会」(以下、「配分委員会」)を設置する。

(2) 配分委員会には、委員長1名を置く。委員長は委員の互選により選出する。

(3) 配分委員の任期は、平成17年4月30日までとする。

4. 配分対象団体

(1) 各市町村の「地域防災計画」に基づき設置された災害ボランティアセンターもしくはこれに準ずるもの(各市町村の区域内で一箇所のみを交付対象とする)。

(2) 京都府災害ボランティアセンター(「京都府地域防災計画」に基づき設置)。

(3) その他、配分委員会が特に必要と認めるもの。

5. 配分対象経費

(1) 対象団体が被災時の災害ボランティア活動に直接間接に要した費用のうち、公費補助および共同募金配分金の対象とならないもの(ただし、役職員人件費は対象経費としない)。

(2) 今後の災害ボランティア活動の基盤整備のために必要な経費のうち、配分委員会が特に有益と認め、かつ対象期間内に支出されるものであって、公費補助および共同募金配分金の対象とならないもの。

6．配分対象期間

(1) 対象経費の(1)については、災害発生時より 3 ヶ月以内とする。ただし、災害の状況に応じて、対象期間を延長することがある。

(2) 対象経費の(2)については、災害発生時より 6 ヶ月以内とする。

7．審査および決定

本資金の交付については、配分委員会が審査を行い、京都府社会福祉協議会長が決定する。

8．準備金の留保

(1) 本資金の配分額を決定した結果、余剰金を生じた場合、および配分額決定後に本資金口座への入金があった場合には、準備金として取扱い、今後の災害ボランティア活動に有効に活用する。

(2) 上記準備金の活用については、配分委員会の承認を受けなければならない。

9．配分結果の公表

配分結果については、京都府社会福祉協議会機関紙および同ホームページを通じて公表する。

附 則

本要綱は、平成 16 年 12 月 14 日より施行する。

各 位

京都府社会福祉協議会
会 長 片 山 健 三
(公 印 略)

京都府災害ボランティア支援資金へのご協力のお願について

さる 10 月 20 日に京都府北・中部地方を襲った台風 23 号の被災者の皆様に支援する災害ボランティア活動を支えるため、本会では「京都府災害ボランティアセンター」を設置するとともに、下記の口座を開設いたしました。

現地災害ボランティアセンターでは、被災者のニーズを把握しながら、ボランティアの需給調整など必要なコーディネート業務を行っています。また、府センターでは、現地に必要なボランティアを派遣するため京都駅前から「ボランティアバス」を運行しながら、現地センターの支援を行っています。これまで、府センターと現地 7 センターが関係団体と連携しながら、京都府内延べ 11,122 名（10 月 31 日現在）の災害ボランティア活動を支えてまいりました。11 月 3 日をもちまして「ボランティアバス」の運行および現地センターによる外部ボランティアの受け入れはほぼ終了しますが、緊急対応であったため、活動資金の十分な確保ができていないのが現状です。

府民ならびに全国の皆様のご理解とご協力をお願いします。

ご協力いただけます場合には、下記のいずれかの口座へお振込ください。

(振込口座)

京都銀行 府庁前支店 普通 4 0 4 6 2 1 4

「(福)京都府社会福祉協議会 災害ボランティア支援資金口」

京都銀行をはじめ全国の地方銀行（第二地銀を除く）本支店・出張所の窓口でのお振込については、手数料が無料です（12 月 30 日まで）。

(振込口座)

京都中央信用金庫 丸太町支店 普通 0 6 4 0 8 6 0

「(福)京都府社会福祉協議会 災害ボランティア支援資金口」

京都中央信金をはじめ全国の信用金庫本支店・出張所の窓口でのお振込については、手数料が無料です（12 月 30 日まで）。

なお、いずれの口座も ATM など機械での振込みには手数料がかかります。また、都市銀行・第二地銀等につきましては窓口でも有料ですので、ご注意ください。

現地での災害ボランティアの活動状況は、下記のホームページで随時お知らせしています。

(<http://www.kyoshakyo.or.jp/>)

なお、本資金の告知用版下原稿を勝手ながら同封させていただきましたので、貴台で発行されます機関紙等への広告掲載について、格別のご配慮を賜ることができれば幸いに存じます。ご協力いただきましたら、お手数ですが、掲載紙を一部ご恵与くださいますようお願いいたします。本会ホームページにて掲載のご報告をさせていただきます。

お問合せ先：京都府社会福祉協議会

TEL：075 - 252 - 6291 FAX：075 - 252 - 6310

京都府災害ボランティア支援資金の配分結果について

平成 17 年 2 月 28 日
京都府社会福祉協議会

「京都府災害ボランティア支援資金」につきましては、平成 16 年 10 月 20 日に京都府北・中部地方を襲った台風第 23 号災害に伴う京都府内の災害ボランティア活動を支援する目的で、京都府社会福祉協議会が、平成 16 年 10 月 22 日より募集を開始したものです。

おかげ様で京都府内、府外の皆様ならびに関係機関各位の絶大なご支援により、457 件、13,917,564 円（平成 17 年 1 月末現在）の貴重なご寄付をいただきました。心よりお礼申し上げます。

本資金につきましては、京都府内で台風第 23 号災害に対応するために「災害ボランティアセンター」を立ち上げ、運営を行った京都府内の 8 社協のうち 6 社協に対して、「京都府災害ボランティア支援資金配分委員会」の審査を経て、下記の内訳の通り配分いたしました。

また、予想以上に多くのご寄付をいただいたため、配分後の剰余金につきましては、「災害準備積立金」として、今後の災害ボランティア支援活動に役立てさせていただくことといたしました。

この度の災害ボランティア活動につき、皆様方から誠にあたたかいご支援を賜りましたことに対しまして、改めまして感謝申し上げますとともに、今後の災害ボランティア活動の推進につきまして引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

京都府社会福祉協議会といたしましては、災害ボランティア活動支援を含む地域福祉活動の総合的推進に引き続き取り組み、「府民主体の福祉コミュニティづくりを通じて『個人の尊厳』とノーマライゼーション理念の息づく社会の実現」（府社協中期計画より）を目指してまいります。

記

1. 経過

平成 16 年 10 月 22 日>募集開始

平成 16 年 12 月 14 日>京都府災害ボランティア支援資金配分委員会を開催

平成 17 年 1 月中>配分予定社協より府社協へ交付申請

平成 17 年 1 月 26 日>市町村社協に対し交付決定

平成 17 年 1 月 31 日>市町村社協へ送金

2. 資金の状況（平成 17 年 1 月末現在） **収入合計 13,917,564 円**

3. 配分内訳

（配分先 / 配分額）

福知山市社協 / 61,000 円

舞鶴市社協 / 1,978,000 円

綾部市社協 / 25,000 円

宮津市社協 / 1,323,000 円

大江町社協 / 849,000 円

京都府社協 / 1,465,652 円

市町村社協への支援物資 / 3,444,348 円

災害準備積立金 / 4,771,564 円>

計 / 13,917,564 円

4. >配分対象経費

車両借上料、備品費、消耗品費、通信運搬費、旅費交通費、修繕費、燃料費他

（なお、役職員の人件費は、対象経費に含めておりません）

以上

8 . 北海道ボランティア基金

ボランティア活動支援事業

平成16年度ボランティア活動支援事業の助成金の交付については、この要綱の定めるところによる。

1 目的

この事業は、「北海道ボランティア基金」の運用益を活用し、みんなが幸せに暮らせる地域社会を支えるボランティア活動に対し、予算の範囲内で助成することによって、本道のボランティア活動の振興を図ることを目的とする。

2 対象分野

この事業の対象となるボランティア活動の分野は、次のとおりとする。

- (1) 福祉や保健、医療の増進
- (2) 社会教育の推進
- (3) まちづくりの推進
- (4) 文化、芸術、スポーツの振興
- (5) 環境の保全
- (6) 国際協力の推進
- (7) 子供の健全育成

3 対象団体等

この事業の対象となる団体は、自主的なボランティア活動を1年以上継続して実践している団体とする。ただし、営利や政治、宗教を目的とする団体は除く。

4 助成対象事業

この事業の助成対象となる事業は、この要綱による助成の有無にかかわらず実施するものであって、団体内部の業務・事業を除くものとし、かつ次の各号のすべてに該当しなければならない。

- (1) 申請事業に公益性があると認められるもの
- (2) 申請事業が地域に密着していると認められるもの
- (3) 申請事業に収益性がないと認められるもの

5 助成対象経費

この事業の対象経費は、ボランティア活動に要する費用とする。ただし、次の経費は除く。

- (1) 備品購入費
- (2) 人件費（謝礼金を含む）
- (3) 管理費（事務所借上料等団体の運営、管理に係る経費）
- (4) 食料費（ボランティア活動で提供する食事の原材料費を除く）

6 対象期間

この事業の対象期間は、平成16年4月～平成17年3月までとする。

7 助成団体数及び助成金額

この事業の助成団体数及び助成金額は次のとおりとする。

- (1) 助成団体数は、広く本道のボランティア活動の振興を図るため、地域ごとに別に定める。
- (2) 助成金額は、申請額の範囲内で理事長が認めた額とし、上限を3万円とする。

8 助成金の申請

助成金を受けようとする団体は、別記助成金申請書（別記様式1）により、（財）北海道地域活動振興協会に郵送で申請する。なお、申請は対象期間中1団体1回に限り、平成16年度ボランティア活動支援事業開始日以降の消印のあるものを有効とする。

9 助成金の交付決定

申請書の内容を審査し、その事業が適当であると理事長が認めたときは、申請団体に対し別記助成金決定通知書（別記様式2）により通知し、プライバシーに係るものを除いて、（財）北海道地域活動振興協会のホームページで公開する。

なお、審査にあたっては、その団体の所在する市町村が、当協会の賛助会員であるか否かを選考基準にする場合がある。

10 助成金の交付

助成金は、申請書に記載された送金方法により交付する。

11 助成の終了

この助成は、7（1）により別に定めた助成団体数を、それぞれの地域で満たしたときに終了する。

12 事業実施報告書等の提出

助成を受けた団体は、事業終了後2ヶ月以内又は平成17年4月13日までのいずれか早い時期に、次に掲げる書類を（財）北海道地域活動振興協会へ提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（別記様式3）
- (2) ボランティア活動状況の写真（3枚程度）

13 助成金の返還等

理事長は、次の各号の一に該当すると判断した場合は、交付した助成金の一部又は全部を返還させる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により交付を受けたとき
- (2) その他交付の目的に著しく反する行為が認められたとき
- (3) やむを得ない事情により、申請事業が実施できなくなったとき

14 その他

助成を受けた団体は、（財）北海道地域活動振興協会が事業内容に関する事項の調査及び報告を求めた場合は、これに協力しなければならない。

附 則

この実施要綱は平成16年4月1日から施行する。

応募者募集中

第4回（平成16年度助成）

青い森ファンド助成事業

（公益信託 青森県ボランティア基金）

— 募集要項 —

ボランティアの

森を育てよう

どなたでも応募できます

受付期間

平成15年8月18日（月）～平成15年10月3日（金）

青い森ファンド（公益信託 青森県ボランティア基金）

公益信託とは、個人や企業が自らの財産を信託銀行等に信託し、定められた公益目的に従い、公共性の高い活動に助成する制度です。「公益信託青森県ボランティア基金」は、ボランティア活動を始めとする自由な社会貢献活動等に資金面で支援を行なうことにより、ボランティア活動等の健全な発展を図ることを目的に平成12年3月23日に青森県が資金を拠出してつくられました。この基金による助成は、「ボランティア国際年」である2001年4月からスタートしています。

第4回平成16年度助成 公益信託 青森県ボランティア基金助成募集要項

1. 助成対象者

青森県において、ボランティア活動等(ボランティア活動を始めとする自由な社会貢献活動としての特定非営利活動その他自発的に行われる公益的な活動)を行う個人・団体・グループとする。

なお、連絡先・責任者等が明確であり、申請活動の遂行能力、資金の管理能力等がなければならない。

2. 助成対象活動

青森県民により、又は青森県内で行われるボランティア活動等で、原則として応募活動に関して他の公的助成を受けていない活動。

青森県民が行う県外、国外が舞台の活動、及び青森県内が舞台の県外、国外の人たちが行う活動を含む。

なお、次に掲げる活動は除く。

- (1) 営利を目的とした活動、他から委託された活動。
- (2) 学術的研究活動。
- (3) 地区住民の交流行事や親睦会などのイベント。
- (4) 政治目的の活動、宗教・布教目的の活動、それらの活動との連動性や一体性が認められる活動。

3. 助成金の対象経費

(1) 次のような経費を助成の対象とする。

- ① 研修会、講習会、ワークショップ等の開催のための経費(講師への謝金、交通費等)
- ② 活動を進めるうえで必要な調査のための経費(旅費、資料代等)
- ③ 活動資料の作成、印刷、出版等の経費
- ④ 活動を進める上で真に必要な機材購入のための経費
- ⑤ 活動を行うために必要なその他の経費

(2) 助成を希望する者の管理運営経費、応募した活動に直接関係のない経費は対象とならない。

4. 助成額・助成期間

(1) 助成額

- ①Aコース 1万円～10万円(1万円単位、活動費の5分の5を限度として助成)
- ②Bコース 11万円～100万円(1万円単位、活動費の5分の4を限度として助成)
- ③複数年助成額は、Aコース・Bコースともに、希望助成額の合算額とする。

ただし、複数年助成における17年度以降の希望助成額は、継続助成審査の結果によって助成が決定される助成内定額である。

(継続審査のための提出書類は、別途、事務局から該当団体等に送付する)

④16年度の助成総額は、過年度において複数年助成が内定している、16年度助成内定額を合算し、1,400万円までの範囲とする。

⑤複数年助成内定額を除く16年度の助成総額は、969万円までの範囲とする。

ただし、それぞれの助成金額は、審査結果により下回ることがある。

(2) 助成期間

1年間を基本とするが、2年間～3年間にわたる複数年間の活動も対象とする。

なお、同じ内容の活動に対する助成は3年を限度とする。

5. 応募方法

当基金所定の「申請書」に必要事項を記入し、応募期限内に、後記13に記載の提出先に提出する。

(郵送による申請は、UFJ信託銀行 リテール統括部で受け取る)

なお、活動内容の参考資料があれば、「申請書」に添付する。

ただし、提出された資料等の返却はしない。

6. 応募期間

平成15年8月18日(月)～平成15年10月3日(金)

郵送による申請は、10月3日の消印有効。

7. 選考の方法

(1) Aコース 運営委員(選考委員)が書類審査により助成先を選考する。

(2) Bコース 運営委員(選考委員)が書類による予備審査を行い公開審査対象先を選考し、公開審査対象先による公開審査会(コンペ)で助成先を最終選考する。

公開審査会に参加できない場合は、助成対象としないので留意のこと。

なお、公開審査の対象となった応募者は、公開審査会で

①活動の目的、②活動内容や方法・実施時期、③参加者の範囲と地域、

④活動の公益性、⑤助成金の使途・管理

などについてプレゼンテーションを行なわなければならない。

(3) 公開審査会開催予定日時等(公開審査対象先には、あらためて詳細を案内する)

平成15年12月20日(土) 9:00～17:00

場所: カダール 男女共同参画プラザ「AV多機能ホール」

青森市新町1-3-7「アウガ 5階」 TEL 017-776-8800(代)

8. 助成金の給付

(1) 助成金の給付は概算払いとし、助成先からの請求により、原則として平成16年4月中に銀行振込により一括給付する。

(2) 受給者は、助成金の給付を受ける銀行口座として、青森県ボランティア基金受給専用口座を開設し、その口座を指定しなければならない。

9. 当基金における助成および活動の計算期間

- (1) 単年度・複数年助成およびA・Bコースの区別なく、4月1日～翌年3月31日とする。
- (2) 複数年助成の助成金清算は、受給初年度から最終年度を通算し、一括して行う。

10. 報告義務

- (1) 受給者は、助成活動の変更、中止または廃止をしようとするときは、その理由を付した書面により、当基金の受託者であるUFJ信託銀行(以下受託者)に報告し、承認を受けなければならない。
- (2) 助成活動が他の公的助成を受けた場合は、受託者に文書で報告しなければならない。
なお、(1)(2)については、承認が得られない場合、助成を取消すことがある。
- (3) 受給者は、助成活動に関する中間報告書および実績報告書また受託者等が請求する書類等を提出しなければならない。
なお、実績報告書の提出期日は助成事業の完了の日および助成金確定計算期限(当基金助成規定で助成金確定計算期間を4月1日から翌年3月31日までと定めている)の3月31日から2ヵ月以内とするが、受託者等は提出期日を変更することができるものとする。
- (4) 受給者および助成を受けようとする者は、氏名・団体名・代表者名・担当者名および住所・所在地、電話番号等変更した場合は、受託者に文書で報告しなければならない。
- (5) Bコースの受給者は、公開で行う報告会(中間報告会・実績報告会)に出席し、活動内容を報告しなければならない。
- (6) 複数年助成の受給者は、助成金確定計算期限日(3月31日)現在における残余助成金を、翌年度に繰越を行う場合は、受託者にその旨を申請し、承認を受けなければならない。

11. 助成金の返還義務

次の場合は助成金の全額または一部を返還しなければならない。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の給付を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金をその目的以外のために使用したとき。
- (3) 助成活動を中止したり、実行できなかったとき。
- (4) 助成対象活動の終了時または助成金確定計算期間(4月1日から翌年3月31日)終了時において支出金額が助成金額を下回った場合。
- (5) Bコース助成の場合は、支出金額として、調整後支出金額(当該支出金額は、助成事業支出金額から自己資金の5分の1相当額を差引いた金額とする)を使用し、その調整後支出金額が助成金額を下回った場合。
- (6) 複数年助成の場合は、受給初年度から最終年度までの支出金額および助成金額を通算して計算し、調整後支出合計金額が助成合計金額を下回った場合。

12. 助成金返還額の決定

- (1) 助成金返還の有無および返還額の決定は、運営委員による書類審査によって行ない、報告会等で報告を受けた後、運営委員の協議により決定する。
- (2) 助成金の返還が決定した受給者等は、受託者から助成金の返還要請があった場合、直ちにその指示に従い、銀行振込等によって返還しなければならない。

13. 応募窓口

(1) 申請書提出先

応募窓口	郵便番号	所在地	電話番号
UFJ信託銀行 青森支店	030-0801	青森市新町 2-2-3	017-773-1040
青森銀行 本店営業部	030-0823	青森市橋本 1-9-30	017-777-1121
青森銀行 弘前支店	036-8191	弘前市大字親方町 19	0172-32-3161
青森銀行 八戸支店	031-0031	八戸市大字番町 10-2	0178-43-0111
青森銀行 黒石支店	036-0386	黒石市大字上町 58	0172-52-4131
青森銀行 五所川原支店	037-0071	五所川原市字本町 41	0173-34-2161
青森銀行 十和田支店	034-0011	十和田市稲生町 15-1	0176-23-3141
青森銀行 三沢支店	033-0001	三沢市中央町 1-2-3	0176-53-2191
青森銀行 むつ支店	035-0035	むつ市本町 2-11	0175-22-1311

(2) 郵送による申請書提出先

〒100-0005東京都千代田区丸の内一丁目4-3

UFJ信託銀行 リテール統括部

公益信託 青森県ボランティア基金

中川 一夫 宛

14. 応募用紙(助成申請書)の交付

(1) 青森県内の各市町村ボランティア担当窓口および応募窓口(UFJ信託銀行 青森支店・青森銀行 本店営業部等、上記13記載の応募窓口)で交付する。

(2) 郵送による応募用紙の交付依頼は、140円切手を貼付した返信用封筒を同封し、応募窓口へ交付依頼する。

(応募用紙の交付・提出および各種報告書提出等に係わる郵送費用等は、原則として応募者および受給者負担とする)

15. 応募者情報等の公開

(1) 当基金への助成応募等に関し、提出および報告された応募情報等は、公開を原則とする。

(2) ただし、応募者および関係者の申し出によって、非公開とすることもできる。

16. 問合せ先

UFJ信託銀行 リテール統括部

公益信託 青森県ボランティア基金

事務局 中川・江川

TEL 03-3218-0718

FAX 03-3212-2320

以上

10 . 公益信託 うつくしま基金

公益信託うつくしま基金助成規程

(目的)

第1条 この規程は、公益信託うつくしま基金信託契約（以下「信託契約」という。）第40条第1項の規定に基づき、信託契約第6条に定める事業に係る助成金の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 信託契約第6条により公益信託うつくしま基金から助成金を受ける対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、信託契約第1条で規定するボランティア活動をはじめとする不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する自主的な社会貢献活動及び独自に、又は関係する機関と連携して取り組む地域づくり活動（以下「公益的活動」という。）を行う団体、グループ及び個人とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 特定非営利活動促進法第2条第2項の規定による特定非営利活動法人でない法人
- (2) 責任者、連絡先等が明確でない者
- (3) 助成資金の管理能力に欠けると認められる者

(助成対象活動)

第3条 この公益信託の助成対象活動は、主として福島県内で福島県民によって主体的に行われる公益的活動であり、次に掲げる活動とする。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 起業環境の整備又は新たな産業の創造を支援する活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) 前各号に掲げる活動を行う団体、グループ及び個人の活動に関する連絡、助言又は援助の活動

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動は助成の対象としない。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 特定の団体、グループ又は個人のための利益に寄与する活動

- (3) 地区住民の交流行事や親睦会などのイベント
- (4) 政治又は宗教布教を目的とする活動及びそれらの活動との連動性や一体性を持つ活動
- (5) 他から委託された活動
- (6) 学術的な研究を主目的とする活動
- (7) 当該活動に賛同して主体的に活動を行う共同参画者を 2 名以上得られない個人活動

(助成の種類・助成金の額等)

第 4 条 信託契約第 6 条に定める事業に対する助成金の額は、総額で各年度 7,500 万円程度とし、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、災害救助法が適用された大規模な災害の発生時における災害救援活動に対する緊急助成の場合は、年度総額とは別枠で総額 1,500 万円程度を助成することができるものとする。

(1) 新たに公益的活動を始めようとする団体、グループ及び個人の活動に対して助成するコース(スタートアップ支援コース)については、1 万円単位で 10 万円を上限とし、活動費の 10 分の 10 を限度としてその範囲内で助成する。なお、このコースによる助成は、1 助成対象者につき 1 回限りとする。

(2) 公益的活動を展開しようとする団体、グループ及び個人の活動に対して助成するコース(発展事業支援コース)については、1 万円単位で 100 万円を上限とし、活動費の 10 分の 8 を限度としてその範囲内で助成する。ただし、助成対象者に助成金を活用して発展的な事業を行うのに必要な経験や知識、透明性の確保や公益性を重視した事業運営のノウハウ等を持つことを客観的に示す実績がある場合は 500 万円を上限とし、活動費の 10 分の 8 を限度としてその範囲内で助成する。

(3) 地域住民による積極的な地域づくりへの参画を支援するため、地方自治体との協働プロジェクトにおける地域住民側の活動に対して助成するコース(自治体との協働コース)については、1 万円単位で 1,000 万円を上限とし、活動費の 10 分の 10 を限度としてその範囲内で助成する。なお、このコースによる助成の対象となる活動は、地域住民である助成対象者と地方自治体とが、それぞれの立場から双方とも主体的に取り組む協働事業とする。

(4) 福島県内で災害救助法が適用された大規模な災害の発生時において福島県民によって主体的に行われる災害救援活動に対して助成するコース(災害救援緊急支援コース)については、1 万円単位で 100 万円を上限とし、活動費の 10 分の 8 を限度としてその範囲内で助成する。ただし、助成対象者に助成金を活用して発展的な事業を行うのに必要な経験や知識、透明性の確保や公益性を重視した事業運営のノウハウ等を持つことを客観的に示す実績がある場合は 500 万円を上限とし、活動費の 10 分の 8 を限度としてその範囲内で助成する。

2 その他、信託目的を達成するために必要な事業への助成の種類・助成金の額等については、受託者は信託契約第 13 条第 1 項に定める公益信託うつくしま基金運営委員会(以下「運営委員会」という。)に付議し、その助言に基づき信託管理人の承認を得て決定するものとする。

(助成期間)

第 5 条 助成期間は、毎年 4 月から翌年 3 月までの 1 年間の活動を対象とし、助成期間を超える活動については、再度助成申請を行うものとする。ただし、「災害救援緊急支援コース」の助成期間は、災害救助法が適用された日から翌年 3 月までの活動を対象とする。

(募集)

第6条 受託者は、毎年度、別に募集要項を定めて助成金申請者の募集を行うものとする。

2 募集期間は、毎年8月から10月までの期間内で1ヶ月以上を定めるものとする。ただし、「災害救援緊急支援コース」の募集期間は、災害救助法が適用された大規模な災害が発生した後に、受託者が別に当該助成に係る募集要項を定めて助成金申請者の募集を行うものとする。

（申請の手続き）

第7条 助成金の給付を希望する者は、別に定める申請書を所定の期日までに、東邦銀行営業推進部のほか、別に定める本支店に提出、又は郵送しなければならない。

（事前調査）

第8条 受託者は、必要があると認めるときは、申請活動の内容等について助成金申請者から聴取等の調査をすることができる。

2 受託者は、前項の調査の結果、助成申請が認められない経費が含まれているときは、助成申請額を修正することができるものとする。

（審査）

第9条 助成金の給付先は、運営委員会の審議を経て決定する。

2 審査は、書類審査と公開審査により行う。

- (1) 「スタートアップ支援コース」及び「災害救援緊急支援コース」は、書類審査により選考を行う。
- (2) 「発展事業支援コース」及び「自治体との協働コース」は、書類審査及び公開審査により選考を行う。

3 公開審査の対象となった助成金申請者は、公開審査会で申請する活動の計画などについてプレゼンテーションを行わなければならない。なお、「自治体との協働コース」については、協働する地方自治体と共同でプレゼンテーションを行わなければならない。

（選考）

第10条 運営委員会は、前条の書類審査及び公開審査の内容に基づいて、助成先を選考する。

（助成先の決定等）

第11条 受託者は、前条の選考の結果により、助成先及び助成金の額を決定する。

2 前項の決定は書面により、助成申請者に通知する。

（振込口座指定書の届出）

第12条 助成金の受給者として決定された者（以下「受給者」という。）は、別紙銀行振込口座指定書を受託者に届けなければならない。

（助成金の給付）

第13条 助成金の給付は概算払いとし、受給者からの請求により、原則として毎年4月中に一括給付する。ただし、「災害救援緊急支援コース」については、助成先及び助成金の額を決定した後、受給者からの請求により、一括給付する。

2 助成金の支給方法は、銀行振込の方法によるものとし、前条に基づき届出のあった銀行口座に振り込むものとする。

（活動の状況報告）

第14条 受託者は、必要があると認めるときは、受給者に助成活動の遂行の状況について報告を求めることができる。

（助成事業の変更等）

第15条 受給者は、助成活動の変更、中止又は廃止をしようとするときは、その理由を付した書面により受託者に報告し、その承認を受けなければならない。

2 受託者は、前項の承認をするに当たり必要があると認めるときは、助成の決定の内容を変更し、又は助成の決定を取り消すことができる。

3 受託者は、前項の変更又は取り消しの結果、過払いが生じたときは、受給者にその金額を返還させるものとする。

4 受託者は、第2項の変更又は取り消しをしたときは、軽微な変更の場合を除き、速やかに運営委員会の委員に報告しなければならない。

（報告書の提出等）

第16条 受給者は、助成活動についてその完了の日から2ヶ月以内に実績報告書を受託者に提出しなければならない。

2 「発展事業支援コース」、「自治体との協働コース」及び「災害救援緊急支援コース」の受給者は、前項に定める実績報告書を提出するほか、受託者が公開により開催する活動発表会において助成活動の成果を公開発表しなければならない。

（助成金の額の確定）

第17条 受託者は、前条の実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の額を確定し、受給者に通知するものとする。

2 助成金の額の確定に際して、第3条第2項の確認のために必要と認める場合は、受託者は受給者に対して帳簿等の写しの提出又は閲覧を求めることができる。

3 受託者は、助成金の額の確定の結果、過払いが生じたときは、受給者にその金額を返還させるものとする。

（助成金の返還）

第18条 受託者は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを公表するとともに、支給した助成金の返還を求めることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の給付を受けたことが判明したとき。

- (2) 助成金を申請目的以外のために使用したとき。
- (3) 第 16 条 1 項の実績報告書を提出しないとき。

(助成金受給の辞退)

第 19 条 受給者は、何時でも助成金受給の辞退を申し出ることができる。

(その他)

第 20 条 この規程に定めのない事項又はこの規程の各条項に照らし、その適用に疑義が生じた事項については、受託者は運営委員会に付議し、その助言に基づき信託管理人の承認を得て決定するものとする。

(実施細則)

第 21 条 この規程の実施について必要な事項は、運営委員会が協議により決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成 15 年 5 月 29 日から施行する。
- 2 平成 15 年度に実施する助成対象活動に係る助成期間は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 15 年 10 月から平成 16 年 3 月までの活動を対象とする。
- 3 この公益信託の平成 15 年度における募集期間は、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 15 年 10 月から平成 16 年 3 月までに実施する助成対象活動については 6 月から 8 月までの期間内で、平成 16 年度に実施する助成対象活動については 10 月から 12 月までの期間内で、それぞれ 1 ヶ月以上を定めるものとする。
- 4 平成 15 年度に実施する助成活動に係る助成金の給付は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、助成先及び助成金の額を決定した後、受給者からの請求により、一括給付する。

附 則

この規程は、平成 16 年 8 月 23 日から施行する。

1 1. 山梨県地域活性化促進事業費補助金

山梨県地域活性化促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県地域活性化促進事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、地域文化の振興、生活環境の整備、地域の国際化の推進等、民間団体が行う事業や活動(以下「事業等」という。)を支援することにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、山梨県内に本拠を持ち、県内で自主的に活動する営利を目的としない民間団体とし、法人格の有無を問わない。

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業等は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域社会の形成を図る事業等
- (2) 社会福祉の増進を図る事業等
- (3) 保健医療の増進を図る事業等
- (4) 環境の保全を図る事業等
- (5) 教育・文化・スポーツの振興を図る事業等
- (6) 国際化の推進を図る事業等
- (7) その他地域の活性化に資するものと地域振興局長が認める事業等

(補助区分、補助率、補助限度額等)

第5条 補助区分、補助率、補助限度額等は、別表のとおりとする。

2 国庫補助金又は他の県費補助金の交付を受ける事業等は、補助対象としない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、山梨県地域活性化促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、地域振興局長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号の2)
- (2) 収支予算書(様式第1号の3)
- (3) その他参考となる資料

(補助金の交付決定)

第7条 地域振興局長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(補助事業の変更等)

第8条 補助対象者は、補助金交付の決定を受けた後、次の各号の一に該当する場合は、予め事業内容変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)により地域振興局長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業を中止又は廃止する場合

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(知事の定める「軽微な変更」を除く。)をする場合

(3) 軽微な変更であっても交付決定を受けた補助金の額に変更をきたす場合

2 地域振興局長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。

(実績報告書)

第9条 補助対象者は、事業終了後又は事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、実績報告書(様式第4号)に次の書類を添えて、地域振興局長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(様式第4号の2)

(2) 収支決算書(様式第4号の3)

(3) 写真その他参考となる資料

2 前項の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業の終了日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第10条 地域振興局長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査のうえ補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第5号)により補助対象者に通知する。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付については、精算払いとする。

ただし、地域振興局長が必要と認めるときは、概算払いとすることができる。

2 概算払いを受けようとする補助対象者は、概算払い請求書(様式第6号)を地域振興局長に提出しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成13年5月14日から施行する。

2 山梨県地域づくり推進事業助成金交付要綱(平成2年7月17日施行)は廃止する。

3 共生のまちづくり塾開催事業費補助金交付要綱(平成10年7月16日施行)は廃止する。

4 この要綱の施行前に、山梨県地域づくり推進事業助成金の交付を受けた者は、第5条第1号別表の起業化支援の補助を受けたものとみなす。

別表

補助区分	補助率	補助限度額	補助回数	補助対象経費
1 起業化支援 新たな事業等の立ち上げに対する支援	1 / 2 以内	100 万円	1回	事務費、人件費等の経常的な運営費及び研修旅費並びに恒久的施設の整備費を除く、次に掲げる事業等に要する経費とする。 謝金：演奏者、講師、アドバイザー等への謝礼等 旅費：演奏者、講師、アドバイザー等への旅費等
2 事業充実支援 継続して行ってきた事業等の充実に対する支援		30 万円	3回 限り ただし、起業化支援を受けた場合は2回限りとする。	消耗品：舞台、看板等の飾り付け用品、食材等の材料、競技、イベント等の消耗品の購入費 食糧費：演奏者、講師、アドバイザー等への弁当代等 印刷費：パンフレット、ちらし、ポスター、賞状、報告書等の印刷費等 修繕費：事業目的を達成するのに必要不可欠な備品等の修繕費 借上料：音響、照明等の機器、会場、自動車、縫いぐるみ等の用具の借上代等 備品購入費：事業目的を達成するのに必要不可欠な備品の購入費 雑費：郵便、電話等の通信費、機器の運搬費、イベント等の保険料、電気・ガスの使用料等事業運営に必要な経費
3 ネットワーク化支援 地域における民間団体等の連携、交流を図る事業等に対する支援				

12. 財団法人やまぐち県民活動きらめき財団

財団法人やまぐち県民活動きらめき財団寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人やまぐち県民活動きらめき財団という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を山口市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、県内において、県民活動の中核的な支援拠点として、自主的・主体的な県民活動の総合的な振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 県民活動の振興に関する事業
- (2) 県民活動の支援に関する事業
- (3) 県民活動の連携・協働に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、県民活動振興基金と称し、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会の議決及び評議員会の同意を得て、主務官庁に届け出なければならない。ただし、これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入・支出することができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第12条 この法人の事業報告及び収支決算は、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の議決及び評議員会の同意を得て、毎事業年度終了後3箇月以内に主務官庁に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添付するものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利放棄)

第14条 第7条ただし書及び前条に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。

(事業年度)

第15条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 3 章 役 員

(役員の種類及び定数)

第16条 この法人に、次の役員を置く。

理 事 長	1人
副 理 事 長	1人
常 務 理 事	1人
理 事	(理事長、副理事長及び常務理事を含む) 7人以上12人以内
監 事	2人

(役員を選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 4 理事のうち、同一の親族、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれの理事現在数の3分の1以下としなければならない。また、同一の業界の関係者の数は、理事現在数の2分の1以下としなければならない。
- 5 監事には、この法人の理事の親族その他特別の関係のある者及び職員が含まれてはならない。また、監事は相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 6 理事に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。
- 7 監事に変更があったときは、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

(職 務)

第18条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長があらかじめ指名した順序により、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 常務理事は、常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為の定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は主務官庁に報告すること。
 - (4) 前号の規定による報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任 期)

第19条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の、増員役員任期は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、そ

の職務を行わなければならない。

(解 任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、評議員会において評議員現在数の3分の2以上の議決に基づき、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報 酬 等)

第21条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決及び評議員会の同意を得て、理事長が定める。

第 4 章 理 事 会

(構 成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権 能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第24条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要があると認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき。
- (3) 第18条第5項第4号の規定により、監事から会議の目的である事項を示して請求があったとき。

(招 集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号に該当する場合には、請求のあった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の日時及び場所、目的、内容を示した書面により、開会の日の7日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の承諾があるとき又は緊急を要するときは、その日数を短縮することができる。

(議 長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として表決に加わることができない。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。
2 理事長は、緊急を要する事項又は恠易な事項については、書面又は持ち回りの方法により全理事の賛否を求め、理事現在数の過半数の同意をもって理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 この法人に、評議員15人以上20人以内を置く。

- 2 評議員は、県民活動に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会において選任し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員のうち、同一の親族、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者及び同一業界の関係者が占める割合は、評議員現在数の2分の1以内としなければならない。
- 4 評議員には、第19条、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と、第20条中の「評議員会」とあるのは「理事会」と、「評議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定めるものとする。

- 3 評議員会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、理事長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、助言する。
- (1) この法人の運営に関する規則の制定及び変更
 - (2) その他、この法人の業務に関する必要事項
- 4 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。
- 5 評議員会には、第24条、第25条及び第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第6章 事 務 局

(設 置)

第33条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、理事会の議決及び評議員会の同意を得て、別に定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産処分)

- 第35条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、主務官庁の許可があったときに解散する。
- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第8章 雑 則

(そ の 他)

第36条 この寄附行為に規定するもののほか、この法人の業務運営に関し必要な事項は、理事会の議決及び評議員会の同意を得て別に定める。

附 則

- 1 この法人設立当初の役員は、第12条の規定にかかわらず、別紙のとおりとし、その

任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和55年3月31日までとする。

2 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第10条及び第17条第1号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

3 この法人の設立当初の事業年度は、第11条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和54年3月31日までとする。

附 則

1 この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、昭和53年5月15日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、昭和57年6月21日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、昭和59年12月12日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、平成3年12月13日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

2 この寄附行為変更後の最初の評議員の任期については、第31条第4項の規定にかかわらず、認可のあった日から平成18年3月31日までとする。

13. 佐賀県地域福祉振興基金

平成17年度佐賀県地域福祉振興基金の運用益を活用して行う事業の考え方

1. 基本的事項

- (1) 果実運用型の基金による事業であることから、運用収入に見合う事業の採択を原則とするものであること。
- (2) 急速に進展している少子・高齢化社会に対応し、地域住民が住み慣れた地域で尊厳を持って生活を送り、ここに住んでいてよかったと実感できる在宅福祉等の普及向上、健康・生きがいがづくりの推進、ボランティア・CSO（市民社会組織）活動の活性化等のために各種民間団体が行う先導的でユニークな事業に対して助成する事業であること。
- (3) 事業を実施する場合において、国、県又は市町村の補助制度がある場合には当該補助制度を優先して活用すること。
- (4) 県、市町村の補助事業の単なる振替については、原則として対象としない。

2. 助成対象事業

- (1) 高齢者・障害者・子育て等の在宅福祉等の普及・向上に資する事業
- (2) 高齢者・障害者・子育て等の健康・生きがいがづくり推進に資する事業
- (3) 高齢者・障害者・子育て等のボランティア・NPO活動の活性化に資する事業
- (4) その他高齢者・障害者・子育て等の保健福祉の増進に資する事業

3. 助成対象事業者

- (1) 助成対象事業者（以下「事業者」という。）は、県内において2に定める事業を行う非営利の法人又は任意団体とし、個人は対象としない。
- (2) 原則として、複数の市町村にまたがって広域的に活動する民間団体とする。

4. 助成期間

助成期間は原則として最長3年間とする。ただし、毎年度事業評価を行い、事業継続の可否を判断する。

5. 助成率

- (1) 民間団体の自主的な活動を側面的に支援する観点から初年度の助成率は、原則として、8/10とする。
- (2) 次年度以降の助成率については、事業者の自立の状況等を勘案し漸次逡減するものとする。

6. 主な助成対象経費

- (1) 報償費、旅費、需用費（食糧費を除く）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（真に必要なものに限る）とする。
- (2) 団体自体の運営費や事務経費については、対象としない。
- (3) 会議、大会、研修会への参加諸費・派遣旅費については認めない。

7. 事業効果の公表

- (1) 事業者は、事業の透明性を確保する観点から、当該事業の事業効果及び経理の状況を印刷物等により公表するものとする。

14 . 財団法人県民ボランティア振興基金（長崎県）

財団法人県民ボランティア振興基金の事業

? 相談支援事業

! NPO育成専門相談事業

当財団に登録されているNPO専門相談員（税、会計、法務、法律、労務などの専門家）を、申込みのあったNPO法人・ボランティア団体へ派遣し、無料でご相談に応じます。

<たとえば、こんなとき、ご活用ください。>

- 初めての決算をむかえるにあたり、処理の方法がわからないとき・・・
- 収支計算書・貸借対照表の作成方法がわからないとき・・・
- 日頃の会計処理方法がわからないとき・・・
- NPO法人の税制など、実情にあったことを詳しく知りたいとき・・・
- 社会保険等、労務関係で相談したいこと、分からないことがあるとき・・・
- 法務、法律上の問題で困っていることがあるとき・・・
- 官公庁への提出書類の作成がわからないとき・・・
- 組織運営の方法・マネジメントについてのアドバイスを受けてみたいとき・・・

? 情報提供・普及啓発事業

! ホームページによる情報提供

当財団では、NPO・ボランティアの活動環境の基盤整備や交流促進のため、ホームページ「ながさきボランぼネット」により、情報提供を行っています。
長崎県内のNPO・ボランティアに関する情報を知ることができ、情報を発信したい方もご利用できます。

! タウン誌の活用

タウン誌「ザ・ながさき」にて、2週間に1度、ホームページの紹介・事業の情報を掲載しています。

? 人材育成事業

! NPO自主講座支援事業（公募事業）

NPOの独自の研修を支援するため、複数のNPOが共同して所属職員等の専門研修会を行う場合、講師料と講師旅費交通費及び会場借料などの経費の一部を支援します。

! ヤングボランティア活動振興事業（公募事業）

学生等のヤングボランティアが、県下全域に活動が広がるような先駆的な事業や他の地域のボランティア団体と協力して事業を行う場合、事業費の経費の一部を支援します。

! NPO分野別育成支援事業

NPOの力量形成を図るために、活動分野別に組織運営や人材育成の講座を開催します。

? 交流促進事業

! NPO交流促進事業（公募事業）

複数のNPOが、NPO間の交流促進事業やNPO活動を地域に普及啓発するための事業を行う場合、事業費の経費の一部を支援します。

? 災害ボランティア活動促進事業

災害ボランティアについては、行政をはじめとした災害対策機関の対策と併せて、被害者に対する医療・食料・衣類等の支給や被災物件の補修などについて、ボランティアの果たす役割は大きいといえます。

長崎県の雲仙岳噴火災害では、全国から、義援金や、ボランティアによるご支援をいただきました。

これらを踏まえて、当財団は、島原地域を中心に発展してきた災害ボランティア活動を全県下に広げていくことを目標に、災害ボランティア活動の支援を行います。

! 災害ボランティア育成事業

災害時のボランティア活動の効果的なコーディネーターとボランティアの機動性を発揮できる環境づくりのための研修会を行います。

! 災害ボランティアネットワーク促進事業

災害時にボランティアが機動的に活動できる基盤整備をすすめるために必要な調査研究を行います。

災害ボランティアネットワーク研究会の発足（平成16年3月23日）